

【後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関する事項】

厚生労働省の後発医薬品の方針に従い、当院は後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

医薬品の供給状況等を踏まえつつ、安定的に薬物治療を提供するために、後発医薬品のある医薬品について、一般的名称の記載による処方箋の交付を行っております。医薬品の供給が不足等した場合には、投与する薬剤を変更することがあります。治療計画等の見直しを伴う場合もあります。

後発医薬品を希望される場合またはご不明な点がございましたら、お気軽に医師、薬剤師にご相談ください。